

北海道の畜産環境をめぐる情勢

令和 5 年 5 月
農政部生産振興局畜産振興課

1 家畜排せつ物の発生・管理

- ◇ 北海道の酪農・畜産は、恵まれた土地資源を活用し、国内最大の生産地
- ◇ 令和4年の家畜排せつ物の発生量は、約2,080万トンと推計され、全体の9割が牛の排せつ量
- ◇ 家畜排せつ物法に基づく、管理基準に対応している農家は、平成12年では、1,100戸(8.4%)であった。
法が施行された平成16年以降、全ての管理基準農家において、この基準が遵守されている。

法管理基準

「管理施設の構造設備に関する基準」

- ・ 床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し適当な覆い及び側壁を有するものとする。等

「管理の方法に関する基準」

- ・ 管理施設で管理すること。等

＜参考：管理基準の適用対象規模＞

牛：10頭以上 豚：100頭以上
鶏：2,000羽以上 馬：10頭以上

2 家畜排せつ物の処理・利用

- ◇ 家畜排せつ物は、堆肥として61%、スラリーとして23%が利用されており、ほとんどが農地に還元されている。
- ◇ 農地還元される家畜排せつ物の69%が畜産農家の自己経営内で利用され、27%が耕種農家など経営外で利用、その他5%は浄化処理等がされている。
- ◇ 家畜排せつ物を原料とする堆肥センターは、全道で48箇所あり、うち生産能力1万トン以上の施設は、14箇所
- ◇ 1トン当たりの堆肥の販売単価は、38箇所の平均で5,419円
- ◇ コントラクターによる堆肥等の散布作業は、令和3年度72組織が、54,549haに散布を実施。
- ◇ 家畜排せつ物を利用したバイオガスプラントは、100施設が稼働しており、発生するバイオガスを熱及び電気エネルギーに利用

■ 家畜飼養及び排せつ量

畜種	戸数	頭羽数 (千頭羽)	排せつ量 (千トン)	割合 (%)
乳用牛	5,560	846	13,161	63.3
肉用牛	2,240	553	5,098	24.5
豚	203	728	1,671	8.0
採卵鶏	56	6,453	287	1.4
ブロイラー	9	5,180	246	1.2
馬	1,729	33	332	1.6
計			20,795	100.0

資料：農林水産省「畜産統計」(R4.2.1現在)等から推計

■ 家畜排せつ物法の管理基準の対応状況 (単位：戸)

	法適用農家 a	基準対応済 b	b/a
H12	13,000	1,100	8.4%
R3年	7,929	7,929	100.0%

資料：法対応状況調査(各年12.1現在)等

■ 家畜排せつ物の利用状況 (単位：千トン)

区分	堆肥	液肥		放牧	その他	計
		尿	スラリー			
利用量	12,192	1,614	4,538	943	716	20,003
割合	60.9%	8.1%	22.7%	4.7%	3.6%	100.0%

[利用の内訳] (単位：千トン)

自己経営内 利用	自己経営外利用			その他 (浄化等)
	耕種農家	堆肥センター等	畜産農家	
13,807	5,291	3,665	1,141	485
69.0%	26.5%	18.3%	5.7%	2.5%

資料：市町村家畜排せつ物利用促進計画(164市町村)

注：市町村により計画策定年は異なっている。

■ 堆肥センターの設置状況

設置数	48箇所	生産量	263千t	価格
うち1万t以上	14箇所	販売量	160千t	5,419
生産能力	435千t	地域外	9.6千t	円/t

資料：R3畜産振興課調べ

■ コントラクター利用による堆肥等の散布

	H27年	H30年	R元年	R2年	R3年
組織	53	82	77	76	72
戸数	1,858	2,317	2,831	2,560	2,385
面積(ha)	23,558	53,108	61,494	55,516	54,549

資料：畜産振興課調べ

■ 家畜排せつ物利用のバイオガスプラント

施設数	100施設
ガス利用形態	・発電&熱利用 62 ・発電のみ 12 ・熱利用のみ 23
売電実績	68

資料：R3畜産振興課調べ(R3.3末現在)

3 畜産経営に起因する苦情発生

- ◇ 令和4年の苦情発生戸数は25戸
- ◇ 苦情の内容は、多い順に、「水質汚濁」、「悪臭」、「野積み」となっている。

4 家畜排せつ物関連の環境法令

- ◇ 家畜排せつ物関連の環境問題

- ・ 畜産環境問題（野積み、素掘り）
→ 悪臭問題・水質汚濁
- ・ 悪臭問題（アンモニア・低級脂肪酸）
- ・ 水質汚濁（有機物、窒素、りん）
- ・ 廃棄物問題（投棄）
- ・ 地球温暖化（メタン、亜酸化窒素等）

5 畜産環境に係る基本計画

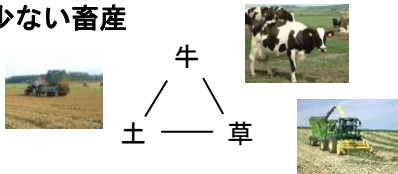
- ◇ 北海道酪農・肉用牛生産近代化計画（R3）
 - ・ 畜産環境対策の充実・強化
 - ア 家畜排せつ物処理施設の整備
畜産農家が自らの責任で適正な処理をすることを基本とし、恒久的な処理施設の整備を促進
 - イ 家畜排せつ物の利活用
良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理による農地への還元を推進するとともに、家畜排せつ物のエネルギー等の利活用を図る
- ◇ 北海道家畜排せつ物利用促進計画（R3）
 - ・ 家畜排せつ物法第8条に基づく道計画
 - ・ 計画期間：令和12年度まで
- ◇ バイオマスタウン構想の策定状況

6 畜産環境の推進

飼料基盤を活かした地域

良質な自給飼料を最大限に活かしながら、「土、草、牛」が調和した環境や家畜にやさしい畜産の推進

飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産

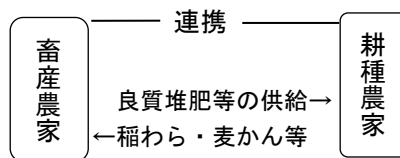


- ・ 北海道施肥ガイドの土壌診断基準に基づく適切な施肥管理の推進
- ・ コントラクター等の支援組織の活用

農用地や水域環境保全に配慮した畜産の推進

耕畜連携が可能な地域

田、畑への良質堆肥等の還元や、麦かん、稲わらによる飼料、敷料、水分調整材の確保等推進

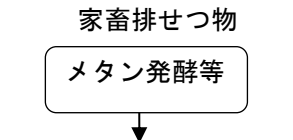


畜産農家と耕種農家との連携を推進

- ・ 耕畜連携など、地域における取組の推進

エネルギー利用

家畜排せつ物のエネルギー利用の一層の推進



■ 畜産経営に起因する苦情発生（単位：戸）

年	悪臭	水質	害虫	野積み	その他	計
H30	8	12	-	3	6	28
R元	11	10	-	4	9	29
R2	6	11	-	5	6	25
R3	8	9	-	5	11	32
R4	9	12	-	3	4	25

資料：畜産振興課調べ（期間：前年7/1～当年6/30）

注：複数回答のため計は合わない

■ 主な法令等

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 管理基準の遵守と利用の促進
水質汚濁防止法 ：公共用水域に排出される水の規制 畜産農業は施設規模により特定施設として届出
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ：家畜ふん尿=産業廃棄物 多量排出事業者（千ト/年以上）は、処理計画書等の報告
悪臭防止法 ：道内の規制地域の指定：35市49町（H30.2末）
地球温暖化対策の推進に関する法律 ：温室効果ガスの排出抑制 温室効果ガス算定量の報告 （従業員21人以上、CO ₂ 換算3千ト以上排出する事業者）
環境と調和のとれた農業生産活動規範 （家畜の飼養・生産） 年1回の自己点検、クロス・コンプライアンス

■ 北海道家畜排せつ物利用促進計画のポイント

- ① 自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産の推進
- ② 畜産農家と耕種農家との連携推進
- ③ 良質な堆肥・液肥の生産や適切な施肥管理を推進
- ④ 家畜排せつ物のエネルギー利用等の一層の推進
- ⑤ 地域実情等を勘案の上、飼養規模等に応じた施設の整備
- ⑥ 簡易施設対応農家の恒久的な処理施設整備の促進
- ⑦ 補修事業の活用による処理施設の長寿命化の促進

- ① 一層低コストで環境に配慮した効率的な利用技術の開発
- ② 家畜排せつ物管理適正化指導チーム等による指導
- ③ 畜産農家及び耕種農家の基本技術の習熟・励行
- ④ 市町村家畜排せつ物利用促進計画の策定（見直し）

■ 道内の策定市町村数（令和4年度現在）*（ ）は全国

- ・ バイオマスタウン構想 30 (318)
- ・ 市町村バイオマス活用推進計画 11 (74)
- ・ バイオマス産業都市構想 38 (101)

畜産環境関連法令の遵守、悪臭の低減、エネルギーの節減 等